

文書管理・電子決裁システム
導入構築業務委託（債務負担行為）審査要領

令和5年12月

あきる野市

1 目的

この要領は、文書管理・電子決裁システム導入構築業務委託（債務負担行為）に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、公募型プロポーザル方式により「文書管理・電子決裁システム導入構築業務委託（債務負担行為）」における受託候補者を特定するため、必要な評価基準、審査方法等を定めるものである。

2 審査等の実施

審査は、委員会が行う。

3 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の（１）から（４）までに掲げる条件をすべて満たし、１つでも満たない場合は、審査の対象事業者に該当しないものとする。

- （１） 文書管理・電子決裁システム導入構築業務委託（債務負担行為）に係るプロポーザル実施要領に基づく参加資格を有すること。
- （２） 提出書類が所定の形式に適合していること。
- （３） 期限までに提出すること。
- （４） 提出書類に虚偽の記載がないこと。

4 審査の項目・配点

項目及び配点は、以下の表のとおりとする。

大項目	小項目	配点
技術点	システム機能評価	300点
	プレゼンテーション等評価	500点
価格点	提案価格評価（※1）	100点
	参考価格評価（※2）	100点
合計（総合評価点）		1,000点

※1・・・導入・構築に関する費用及び令和6年度運用保守費用

※2・・・令和7年度以降の運用保守費用

5 受託候補者の選定

（１） 選定方法

委員会は、前記4の総合評価点で最高得点を挙げた事業者を、文書管理・電子決裁システム導入構築業務の受託候補者として選定する。総合評価点と同得点の場合は、導入・構築に関する費用の低い方を上位とし、当該経費も同額の場合はくじ引とする。なお、総合評価点の最低基準は、満点の5分の3とし、全ての参加事業者の点数が当該基準に満たない場合は、再度公募を実施する。

（２） 辞退等による繰上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となったときは、次点の事業者の順位を繰り上げるものとする。

6 評価基準及び審査方法

(1) システム機能評価について

ア 採点と評価基準

システムの機能は、応募事業者から提出された機能要件表の対応可否欄への回答を以下の評価基準（配点及び判断基準）に従い採点し、評価する。なお、代替案により対応可とした場合、備考欄に具体的な運用方法・対応方法を必ず明記するものとし、この記載がない場合又は代替案とならないと委員会が判断した場合、再提出を求めるものとする。

表：評価基準（配点及び判断基準）

対応可否欄の 回答	配点		判断基準
	必須項目欄	必須項目欄以外	
○	10点	2点	パッケージの標準機能で対応している。
△	5点	1点	カスタマイズ、オプション又は代替案で対応可能
×	0点	0点	対応していないもの又は要求仕様を著しく満たしていない。

イ システム機能評価点の計算式

システム機能評価点は、前記アで算出した機能要件表の「採点合計」を「満点（1,568点）」で除したものに「システム機能評価の配点（300点）」を乗じて得た点数を「システム機能評価点」とする。（小数点以下第4位を四捨五入）

以下にシステム機能評価点の計算式を示す。

【システム機能評価点】

$$\begin{aligned} & \text{採点合計} \div \text{満点（1,568点）} \times \text{システム機能評価の配点（300点）} \\ & = \text{システム機能評価点} \end{aligned}$$

(2) プレゼンテーション等評価について

ア 採点と評価基準

プレゼンテーション等は、企画提案書及び当該提案書に沿って実施するプレゼンテーション並びに実機を用いたデモンストレーションに対し、各委員により、以下の評価項目及び配点並びに評価基準に従い採点し、評価する。

表：評価項目及び配点【企画提案書及びプレゼンテーション】

評価項目	配点
1 基本事項及び提案概要	20
2 事業実施全般	15
3 運用保守関連	15
4 SLA（サービス品質保証）	15
5 業務効率化	20
6 その他	15
合計	100点

表：評価項目及び配点【デモンストレーション】

評価項目	配点
1 画面構成（デザイン、業務内容の表示方法等）	100
2 操作性（入力及び画面移行時の簡易性等）	100
3 文書のライフサイクル（収受から起案・決裁・施行までの流れ）	50
4 文書のライフサイクル（保管・保存から廃棄までの流れ）	50
5 検索機能（文書、簿冊、保存場所等の検索）	50
6 その他PR事項	50
合計	400点

表：評価基準

評価基準	評価	採点係数	点数
優れている	A	1	配点×100%
やや優れている	B	0.8	配点×80%
普通	C	0.6	配点×60%
やや劣っている	D	0.4	配点×40%
劣っている	E	0.2	配点×20%

イ プレゼンテーション等評価点の計算式

プレゼンテーション等評価点の算出に当たっては、まず評価項目ごとに「評価項目の配点」に「各委員の評価（採点係数）」を乗じて「各委員の評価点数」を算出する。

続いて「各委員の評価点数」を合算し、委員の人数で除したものを「評価項目の点数」とする。（小数点以下第4位を四捨五入）

また、プレゼンテーション及びデモンストレーションにおける各評価項目の点数の合計をそれぞれ「プレゼンテーションの評価点」及び「デモンストレーションの評価点」とし、それらを合算して得た点数を「プレゼンテーション等評価点」とする。

以下にプレゼンテーション等評価点の計算式を示す。

・プレゼンテーション【配点100点満点】

- ① 評価項目の配点 × 各委員の評価（採点係数） = 各委員の評価点数
- ② 各委員の評価点数の合計 ÷ 委員の人数 = 評価項目の点数
- ③ 1から6までの各評価項目の点数の合計 = プレゼンテーションの評価点

・デモンストレーション【配点400点満点】

- ① 評価項目の配点 × 各委員の評価（採点係数） = 各委員の評価点数
- ② 各委員の評価点数を合計 ÷ 委員の人数 = 評価項目の点数
- ③ 1から6までの各評価項目の点数の合計 = デモンストレーションの評価点

・プレゼンテーション等評価点【500点満点】

$$\begin{aligned} & \text{プレゼンテーションの評価点} + \text{デモンストレーションの評価点} \\ & = \text{プレゼンテーション等評価点} \end{aligned}$$

(3) 提案価格評価及び参考価格評価について

提案価格評価点及び参考価格評価点は、それぞれ見積書及び参考価格書の金額を基に、以下に示す計算式で算出して得た点数とする。（小数点以下第4位を四捨五入）なお、見積書の高額に消費税等を加えて得た額が提案上限価格を超える場合はその時点で失格とする。

・提案価格点【100点満点】

- ① 見積書の金額について、最も低い価格を提示した者（100点）
- ② 次点以降
 $100点 \times (\text{最低価格提示者の見積額} \div \text{当該提示者の見積額})$

・参考価格点【100点満点】

- ① 参考価格書の金額について、最も低い価格を提示した者（100点）
- ② 次点以降
 $100点 \times (\text{最低価格提示者の参考価格} \div \text{当該提示者の参考価格})$

(4) 総合評価点について

技術点は、システム機能評価点とプレゼンテーション等評価点を、価格点は、提案価格点と参考価格点を合算して算出し、最後に技術点と価格点を合算して得た点数を総合評価点とする。

以下に総合評価点の計算式を示す。

・技術点【800点満点】

$$\text{システム機能評価点} + \text{プレゼンテーション等評価点}$$

・価格点【200点満点】

$$\text{提案価格点} + \text{参考価格点}$$

・総合評価点【1,000点満点】

$$\text{技術点} + \text{価格点}$$